

掲示物の一方的撤去通告・撤去は 裁判所の判断を無視する行為だ！

掲示物の撤去に関する労働委員会の判断はこうだ！

- ◆たとえ労使が合意した労働協約の中に会社が掲示物を撤去できる旨が明文化され、会社が記載内容が事実と反する、あるいは信用を損なうと判断したとしても、すぐに掲示物を撤去できるとみることが適当ではない
- ◆撤去する場合は合理的で相当の理由が必要であり、書かれている内容が事実なのか否かなどが問題となる。

「労働協約違反」だけでは、
合理的撤去理由とはいわない！

合理的理由を告げず撤去した掲示物は4点に
一方的撤去の撤回と謝罪を求め申し入れました！

JR東海労申第19号
2010年10月12日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和



組合掲示物撤去に関する申し入れ

会社は10月1日以降、各分会掲示板に掲出されていた4点の掲示物に対して撤去通告を行い、一方的に撤去するという行為を繰り返している。掲示物の撤去については、この間労働委員会や裁判で審理され、一定の判断基準が示され、最終的に最高裁判所が会社の上告を棄却することで、中央労働委員会の示した判断が適用されるべきものと考えます。

そのような観点で考えれば、たとえ会社が労働協約に反する旨判断し、掲示物を撤去しようとする場合でも、その理由を十分説明すべきであり、どこがどのように違反しているのかなどの労使協議を行うべきである。直ちに撤去するという行為それ自身が、労働委員会、裁判所の判断を愚弄する行為であると云わざるを得ない。

したがって、今回撤去通告し、一方的に撤去した4点の掲示物の記載内容、事実関係や労働組合がどのような経緯で掲示内容を組合員などに明らかにするに至ったのかなどを、十分協議すべきである。会社の判断のみで一方的に撤去するのは極めて遺憾である。このような理由から、以下の点について申し入れるので、協議の場を持ち誠意を持って回答すること。

記

1. 10月1日以降繰り返される4点の掲示物の一方的な撤去通告・撤去を撤回し謝罪すること。
2. 撤去通告・撤去した4点の掲示物、新幹線関西地本『大一運・大二運情報4WDNo.8』、新幹線地本『かべ新聞第23号』、同『かべ新聞第24号』、JR東海労本部『JR東海労ニュースNo.1476』の、どこがどのように労働協約に違反しているのか、具体的に明らかにすること。
3. 4点の掲示物の一方的撤去通告・撤去は、労働委員会、裁判所の判断を無視する行為であると考えますが、見解を明らかにすること。

以上